

# 社会保障と税

連合が一体改革に向けた討議案をまとめる

TOPICS

1

者や低所得者、失業者などが住居を確保し、安心して暮らせるよう「現物給付（公営・借り上げ住居等）または現金給付（家賃補助等）による『住宅支援制度』の創設」などを提案する。

## 消費税の段階的引き上げも明記

一方、「第三次税制改革基本大綱」では、「納税者の立場に立ったわかりやすい税制」への変革を求める。具体策としては、所得税の最高税率の引き上げや給付付き税額控除の導入、資産課税の強化など、所得の不平等の改善をイメージした「所得再配分機能を強化する改革」を提唱する。併せて、消費税を二〇二〇年を目途に段階的に引き上げることも掲げている。

『新二世紀社会保障ビジョン』の掲げる積極的社会保障政策を実現していくためには、それに見合った財源が必要になる」などと、消費税の社会保障安定財源化を提案。社会保障制度の維持・強化のために全額充当する目的税として、基礎年金、高齢者医療、介護に加え、少子化対策（現物給付）にも使途の範囲を広げることで、「広く国民の理解を得られるものにする」。

年金の全額税方式に必要な財源に関しては、社会保障ビジョンで改革の第一段階（二〇一五年）に三分、第二段階（二〇二五年）に四分が必要と試算したものの、大綱においては今後の検討課題として明確にせず、今後詰める考えを示している。

（調査・解析部）

連合（古賀伸明会長）は二月一七日の中央執行委員会で、社会保障制度と税制の中長期的な改革の方向を提言する「新二世紀社会保障ビジョン」と「第三次税制改革基本大綱」の組織討議案を確認し、公表した。高齢期の保障に重きを置いた現体系から、子ども若者、現役への支援を未来への投資と位置づける「全世代支援型」の転換を促すなど、連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を具現化するための社会保障のトータルビジョンを中長期的な視点で示した内容になっている。

## 高齢期偏重型から全世代型へ

新ビジョン案は、「積極的な社会保障政策と雇用政策の推進、社会保障制度の維持・強化のための安定財源の確保を通じ、社会を支える中間層の再生と経済社会の『好循環』を取り戻す」とともに、「人生後半期に『偏重』した社会保障制度から、『人生前半期』の子どもや若者のニーズに能動的に対応する『全世代型』の社会保障体系への転換」を提案。一定の前提条件の下、社会保障の「給付と負担」の将来推計を行い、その安定財源の確保に向けた税制改革を提起する内容となっている。

そのうえで、重点戦略として、「高齢化のピークと想定される二〇二五年を射程に連合が『めざす社会』を実現す

るためには、積極的社会保障政策への転換が必要だ」として、①子ども・子育てを社会全体で支えるしくみをつくる②第二のセーフティネットを確立する③年金、医療、福祉、介護、仕事などの高齢期の安心を保障する④安心の住まいを保障する⑤労使代表等が参画する「社会保障基金（仮称）」を創設する——ことを盛り込んだ。

## 子育て支援の総合サービス

具体的には、子育て支援はすべての子どもと保護者が切れ目のない総合的なサービスを受けられる拠点として市町村単位で「子ども・子育て総合支援センター」を設置することや、子育てに関する費用を社会全体で負担する「子育て基金」の創設などを提案。セーフティネットは、「雇用・社会保障ネット」「求職者支援ネット」「生活保障ネット」の三層構造の再構築などにより、利用しやすいものとする。

## 基礎年金は全額税方式、改革は2段階で

高齢期の安心を支える年金制度は支給開始年齢六五歳を堅持し、標準的年金水準の所得代替率五〇%を維持できるように設計。二段階の改革案を示した。

まず、基礎年金を全額税方式に移行する第一段階では、サラリーマンが加

入する厚生年金と公務員の共済年金の被用者年金を一元化。非正規社員にも被用者年金の加入を義務づけ、すべての雇用労働者が被用者年金に加入することを原則とする。

基礎年金部分は全額税方式とし、半分を社会保障目的税、残りを国の一般財源で賄う。基礎年金の給付水準は月額七万円程度。所得格差を是正する措置として、年金受給世帯の年収が二五〇万円を超えた年金受給世帯に対しては、所得に応じて一旦支給した基礎年金を国に返金する「クローバック（払い戻し）方式」の導入を提起する考えを示した。同方式は高齢期における所得格差の縮小に有効とされるカナダの方式で、討議案では一定の所得以上の世帯は基礎年金の一部または全額を返金することになる。

二〇二五年を想定する改革の第二段階では、自営業者の所得比例年金を創設してすべての年金制度を一元化して国民皆年金制度の再構築を図り、基礎年金を最低保障年金に衣替えさせる。

所得比例年金の少ない人に七万円程度を給付するよう求めている。また、新年金制度への移行は、「旧制度による受給権保護を尊重しながら図る」とする。

このほか、住まい保障は、すべての人々の「居住の権利」を社会保障政策に位置づける。施設入居者を含む高齢



○人以上九九九人以下の中企業は同  
○・二%増の三二万六七〇〇円となり  
それぞれ前年を上回った。一〇人以上  
九九九以下の小企業では同〇・五%減  
の二八万五三〇〇円となり、前年を下  
回った。

女性は大企業で同一・二%増の二五  
万四六〇〇円となり、前年を上回った  
が、中企業では同一・〇%減の二二万  
七三〇〇円、小企業で同〇・五%減の  
二〇万六八〇〇円となった。

大企業の賃金を一〇〇とした場合、  
中企業の賃金は男性が八三、女性が八  
九、小企業は男性で七五、女性で八一  
となっている。

### 製造業、運輸業の増加が男性の賃金全体を押し上げ

産業別では、男性の場合、「金融業、  
保険業」が四六万七一一〇円ともっと  
も高く、「教育、学習支援業」の四四万  
五八〇〇円、「学術研究、専門・技術サー  
ビス業」の四〇万七六〇〇円と続いた。  
従業員数が多い「製造業」「運輸業」で  
前年比がそれぞれ一・一%増、一・九%  
増と前年を大きく上回っており、男性  
の賃金全体を押し上げた要因となっ  
ている。

一方、女性は「教育、学習支援業」  
が二九万九六〇〇円ともっとも高く、  
次いで「情報通信業」の二八万七三〇  
〇円、「学術研究、専門・技術サービ  
ス業」の二七万三二〇〇円の順となっ  
た。

### 正社員、非正社員間の格差、最大二倍

雇用形態別では、正社員が前年比〇・  
四%増の三一万一五〇〇円だったの  
に対し、非正社員は同一・八%増の一  
九万八一〇〇円だった。

男女別にみると、男性の場合、正社  
員が同〇・三%増の三三万八五〇〇円  
だったのに対し、非正社員は同三・一%  
増の二二万八八〇〇円。一方、女性の  
場合、正社員が同〇・三%減の二四万  
四〇〇〇円なのに対し、非正社員は同  
〇・七%減の一七万九〇〇円だった。

正社員、非正社員間の賃金格差は依  
然として大きく、正社員の賃金を一〇  
〇とした場合の非正社員の賃金は六四  
だった。とくに四〇代後半から五〇代  
前半までの格差が大きく、正社員の半  
分(五〇)となっている。

産業別では「卸売業」「金融、保険業」  
で共に五九と賃金格差が目立った。  
短時間労働者の一時間あたりの賃金  
は男性が前年比〇・五%減の一〇八一  
円、女性が同〇・六%増の九七九円だっ  
た。

(調査・解析部)

# 日本労働研究雑誌

B5判●定価895円(税込)  
年刊購読料10,740円  
(〒サービス)

**4** No.609 March. 2011

## 【特集】あの議論はどこへいった

### 【エッセイ】

二重構造論  
ゆとり教育  
パラサイト・シングル  
シェア・エコノミー

空洞化

### 【技術・技能と労働生活】

QCサークル  
QWL  
ME化  
IT化とストレス  
2007年問題

### 【賃金・福利厚生と働き方】

生活給  
カフェテリア・プラン  
時短  
ファミリー・フレンドリー

玄田有史  
岩木秀夫  
坂本和靖  
チャド・スタインバーグ  
中根誠人  
松浦寿幸

中條武志  
奥林康司  
富田義典  
春日伸予  
高木朋代

笹島芳雄  
西久保浩二  
小倉一哉  
坂爪洋美

### 【コーポレートガバナンスと労使関係】

人本主義  
執行役員制度  
スト資金  
ユニオン・アイデンティティ (UI)

宮島英昭  
吉村典久  
鈴木不二一  
佐野嘉秀

### 【書評】

太田聰一著『若年者就業の経済学』  
須田敏子著『戦略人事論——競争優位の人材マネジメント』  
松井保彦著『合同労組運動の検証——その歴史と論理』  
竹田有著『アメリカ労働民衆の世界——労働史と都市史の交差するところ』

三谷直紀  
平野光俊  
吳学殊  
山崎憲

### 【論文 Today】

教職の専門職性と学校への親の関与との関係

澤田誠二

### 【フィールド・アイ】

インドの労働改革 雑感

太田仁志

お問い合わせ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究調整部成果普及課  
Tel: 03-5903-6263 Fax: 03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp